

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和47年4月から51年12月まで

私が20歳になったとき、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、結婚するまでは父が、結婚後は私が滞ることなく納めてきた。A市Bに転居した際、市役所で住所変更を行い、申立期間①の保険料は市役所かBにあった出張所で、申立期間②の保険料は出張所で納付していた。国民年金を辞めた覚えは無く、未納及び未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になったときから国民年金に加入し、結婚後も任意加入者として国民年金保険料を納付している。

また、申立期間①については、12か月と短期間であり、前後の保険料が納付済みとなっている上、申立人が所持する国民年金手帳の「変更後の住所」欄にA市への変更日が昭和45年5月17日と記載があり、住所の異動に伴う変更手続を適切に行っていたことがうかがえることから、申立期間①の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

2 一方、申立人は、申立期間②の保険料は国民年金の資格を喪失することなく出張所で納付していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の「資格喪失」欄に昭和48年11月29日の記載があることから、申立期間②の過半は国民年金未加入期間のため保険料は納付することができない。

また、申立期間②は 57 か月間であり、長期間にわたり記録管理に誤りがあったとは考え難く、申立期間②の保険料が納付されていたとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和48年3月に結婚した後、亡き夫が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に郵便局か信用金庫で納付していたのに未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年6月に夫婦連番で払い出されている。

また、平成21年3月に申立期間直前の昭和47年12月から48年3月までの納付記録が未納から納付済みに訂正されている上、国民年金手帳記号番号の払出日から同期間は過年度納付したものと推測されるが、特殊台帳にはその形跡は見当たらず、適正な記録管理が行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間後は420か月もの長期にわたり国民年金保険料を納付していることから保険料納付に対する意欲は高いものと考えられ、申立期間の保険料についても納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から同年 9 月まで

私の国民年金の加入手続は父が行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間について、一緒に納付してもらっていた姉は納付済みとなっているのに、私が納付済みとなっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期大学在学中の昭和 49 年 1 月 14 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間①及び②を除き加入期間に未納は無く、納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①については、任意加入直後であり、わざわざ国民年金に任意で加入しながら国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間②を含む昭和 49 年 4 月から 52 年 6 月までの納付組合長の押印がある国民年金保険料預かり証書を所持しており、当該期間のうち申立期間②以外の期間は、オンライン記録において納付済みと記録されていることから、申立期間②についても納付していたものと考えられる。

加えて、申立期間当時同居し、申立人の父と一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉は、申立期間が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

国民年金については、A県に住んでいた昭和49年1月に、父が加入手続をしてくれて同年1月から3月までの国民年金保険料を納付してくれた。同年4月に結婚してB市に来てからは、夫が納付してくれていたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をその夫が納付してくれていたと主張しているところ、その夫は、国民年金制度発足時より国民年金に加入し、申立期間を含み加入期間はすべて納付済みであることから、国民年金の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間前後の保険料は納付済みとなっており、申立期間は24か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、平成2年3月に会社を退職し、すぐにA町役場（当時は、B市役所C支所）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付していたため、1か月分だけ未納にするはずがなく、年金記録が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月20日に社会保険事務所（当時）からA町に払い出された番号の一つで、同番号の前後の第3号被保険者の資格取得時期及び20歳の強制加入者の申請時期から、申立人は2年3月から同年5月の間に加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立人は、平成2年度の国民年金保険料を平成3年3月に一括納付しているところ、2年7月に社会保険事務所で申立期間に係る過年度納付書が作成されていることから、同時点でも過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、申立期間以降の加入期間は納付済みであり、平成3年度以降は毎年度前納制度を利用しているなど、納付意識の高さが認められる上、申立期間は1か月と短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年5月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、A県B市で切替手続をきちんと行って納付したはずであり、申立期間が未納、未加入期間とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和45年1月以降、60歳に達して国民年金の被保険者資格を喪失するまで、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い上、厚生年金保険被保険者資格を喪失した52年1月以降、すぐに任意加入手続を行い、納付を開始する等、その納付意識の高さが認められ、5か月と短期間であることから、保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格取得に伴い、国民年金の資格の喪失が確認でき、オンライン記録とも一致している上、国民年金被保険者名簿には、申立期間②の欄に納付を要しないことを表す斜線が引かれている。

また、申立人は、昭和60年3月28日に夫の遺族厚生年金の裁定請求をしていることが確認できることから、61年3月以前の申立期間②は任意未加入期間で、申立人が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿から任意加入の手続がとられた事情はうかがえないことから、申立期間②は国民年金保険料を納付することができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月
② 平成元年4月から2年3月まで

申立期間当時は無職のため国民年金保険料は納付していなかったが、平成2年7月に結婚したのを契機に、年金のこともきちんとしようと思っ
て国民年金の加入手続をすることにした。A市役所に出向き、今までの未納分も納付したいと窓口で申し出て、納付書の束を受け取った記憶がある。

その後、夫の保険料と合わせて、私が毎月少しずつ納付してきた。途中で納付するのをやめたことは絶対に無く、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの期間については、申立人は、同年7月に結婚したときに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、A市の被保険者名簿では、受付年月日が「2年7月27日」と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の第3号被保険者該当処理日から、同年7月ごろに加入手続が行われたことが推認でき、同時点で、申立期間②については納付が可能である。

また、申立人の義母は、平成2年7月ごろ、申立人から過去の保険料をさかのぼって分割で納めることにしたという話を聞いたと証言している。

さらに、申立期間以降に未納は無く、申立人の夫についても国民年金に加入した平成3年10月時点で過年度納付可能な元年9月以降の保険料を

納付していることから、申立人も同様に申立期間の保険料について過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月については、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される平成 2 年 7 月時点で、時効のため納付することができない上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年4月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月16日から同年5月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社へ入社し、それ以降同社に継続して勤務しているにもかかわらず、同社本社から同社B支店へ異動した際の49年4月16日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。そのような欠落があるのは納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る履歴台帳、在職証明書、辞令及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年4月16日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額については、昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年10月21日に訂正し、申立期間のうち、同年10月の標準報酬月額を30万円、同年11月から7年2月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月21日から7年3月15日まで

私は、平成6年10月21日から7年8月26日までA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、6年10月から7年2月までの期間を、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び当時の同僚の証言により、申立人が、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年10月から7年2月までの給与明細書から、6年10月は30万円、同年11月から7年2月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和51年10月にB（施設）内のA社に入社し、経営者が何度か変わったが、現在も継続して、同一事業所に勤務している。60年7月に、A社からC社に経営者が変わった時期に、厚生年金保険の未加入期間があることに納得がいかないため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様、A社において昭和60年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が保管していた同年6月の給与明細書によると、申立期間について、当該同僚は厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、当該事業主は給与からの保険料控除は当月控除していたと回答していることから、申立人も当該同僚と同じく、申立期間について厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和60年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日付けで資格喪失した申立人を含む20名のうち所在が確認できた複数名は、「申立期間においてA社で継続して勤務していた。」と回答している。

これらのことから判断すると、当該事業所は申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年5月のオンラインの記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年7月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和30年3月26日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年3月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月26日から同年4月1日まで
② 昭和31年12月11日から34年5月12日まで

私は、昭和29年2月にA社に入社し、途中、病气療養のため2年ぐらいい入院していたが、退院後復職し、34年11月に退職するまで、継続して同社に在職して厚生年金保険料を控除されていた。この間に、厚生年金保険未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保有する社員名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄に、「昭和30年3月26日D（地名）へ全員転勤 全喪」（D（地名）は同社本社所在地である。）と記載が有ることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和30年4月の社会保険事務所（当時）の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付

義務の履行については、事業主は不明としているが、同社本社が保有する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日が昭和30年4月1日と記載されていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、B社から提出された社員名簿、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得確認通知書から、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和31年12月11日に喪失し、34年5月12日に再取得していることが確認できる。

また、申立人は、「当該事業所在籍中に、2年ぐらい病気療養していた。」との供述している上、上記被保険者資格喪失届の備考欄に「喪失後継続」との記載があり、申立人は当該事業所資格喪失後に健康保険継続療養給付を受給したと推認できる。

さらに、申立人が記憶している元同僚は、既に亡くなっており、申立期間②における勤務実態は不明である上、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの期間及び6年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年3月まで
② 平成6年4月から同年6月まで

平成3年当時、私は大学生で親元を離れていたが、母からA市役所で私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付するとの連絡があった。また、6年ごろ私が非常勤職員の空きがなく無職のときも母が保険料を立替えて納付したはずである。申立期間①及び②が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、「私か妻が国民年金加入中に息子の国民年金保険料と一緒に納付したのではないか。」と証言しているが、申立人の申立期間とその両親の国民年金加入期間とは相違しており、証言には不自然さがみられる。

また、申立人は、申立人が平成3年の大学生のときと6年の無職のときに、その母から申立人の国民年金の加入手続をしたと聞いていたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の有無について国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり保険料は納付することができない期間である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に他界しており具体的な証言を得ることはできないことから加入手続、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は昭和59年1月に退職し、退職の翌日に市役所で夫婦の国民年金と家族の国民健康保険の加入手続を行った。将来のために国民年金保険料を納付しないはずがなく、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職の翌日の昭和59年1月22日に市役所で夫婦の国民年金と家族の国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、手帳記号番号払出簿により61年1月以降であることが確認できる上、申立人の国民健康保険の加入時期は申立人の所持する国民健康保険被保険者証から平成11年4月1日に資格を取得していることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法、納付金額等についての記憶がない、又定かでないとして申述していることから、申立期間の納付状況等が不明である。

さらに、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間における納付記録は未納となっている上、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人とその妻に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年3月まで

私は、平成7年4月に入社したとき、今までの国民年金保険料を納付した方が良いと会社で勧められ、同年4月か5月ごろに国民年金に加入し、さかのぼって保険料を納付した。加入手続は会社をお願いした。保険料は給料から納付したと思う。納付したのに、未加入、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月に入社したとき、会社から勧められたので国民年金に加入し、さかのぼって国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人が所持する年金手帳には国民年金記号番号の記載が無い上、申立人に手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できない期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続等を依頼したとする会社の顧問社会保険労務士は、仕事で個人の国民年金の加入手続等を取扱うことは無いと証言している上、申立人は加入手続等に全く関与していないことから、申立期間当時の加入手続及び納付状況は不明である。

さらに、申立人から提出のあった「給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料額（厚生年金保険料額＋健康保険料額）について検証したところ、当該社会保険料額に申立期間の国民年金保険料額が含まれている形跡は見当たらないことから、申立期間の保険料を給料から天引きで納付したとの申立内容には不自然さがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から11年4月まで

私は、A社B支社退職後にC市役所D支所で国民年金の資格取得届を提出し、国民年金に再加入して申立期間の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入の記録になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録により、11年1月25日に社会保険事務所（当時）で国民年金への加入を促す勧奨状が作成され、12年2月21日に勧奨者リストが作成され、同年3月初旬ごろに最終的な勧奨状が送付されたことから、申立期間に係る加入手続が行われなかったことが確認できる。

また、申立人は、C市役所D支所で申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、C市では、申立期間の保険料は金融機関でしか納付できず、D支所内には金融機関は設置されていなかったと回答しており、保険料の納付場所、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 5 月までの期間及び平成 4 年 2 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 5 月まで
② 平成 4 年 2 月

私は申立期間について、当時の「市政だより」を見て、市役所において国民年金保険料の免除の手続を行った。その際、申請書類の提出も特に求められなかったので、後日納付していないと言われなか確認したところ、年金手帳に記載してあるので大丈夫だと言われた。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の加入者の納付記録から、申立人は、平成 7 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、同時点では、申立期間について国民年金保険料の免除を申請することも、保険料を納付することもできず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後において、それぞれ厚生年金保険に加入しており、当時の標準報酬月額から判断すると、国民年金保険料の免除が承認され得る経済状態ではなかったと推認できる。

さらに、申立人は、免除申請の際に書類は作成しなかったと申述するなど、国民年金の加入及び免除申請の実態が不明である上、申立期間の保険料が免除されたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から51年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から51年3月まで
私の年金記録のうち、昭和47年5月から51年3月までの期間については国民年金保険料の還付を受けていると記録されているが、私は還付金を受け取っていないので、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認記録及び国民年金保険料納付通知書兼領収書並びに特殊台帳の記録により、申立期間について、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、同期間は厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金の納付済期間とすることはできないことから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳には、申立期間の保険料が還付処理されたことが還付対象期間、還付金額及び支給年月とともに記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から52年4月まで

私は、昭和46年ごろA市に住んでいたときに、近所の知人に勧められて国民年金に任意加入の手続きを行い、国民年金保険料をB郵便局等で納付したはずである。昭和46年1月から52年4月までの期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和52年5月9日であること、及び被保険者種別が任意であることが記載されており、オンライン記録の資格取得日及び被保険者種別と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、A市では、申立期間当時、郵便局では現年度保険料の納付はできなかったと回答しており、申立人が主張する納付方法と相違している上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 45 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、私の妻が、昭和 55 年 2 月ごろに A 市役所の窓口の職員に勧められ、申立期間を含む過去の未納分 20 万円から 30 万円ぐらいを一括で納付したはずであり、申立期間は免除申請した覚えが無いので、納付済みに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳及びオンライン記録では、申立期間は申請免除期間であり、申立期間当時同居していた申立人の父は、申立期間のうち昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間、申立人の母は、39 年 10 月から 43 年 3 月までの期間、申立人と同様に申請免除期間となっていることから、申立期間は免除期間であることが明らかであり、国民年金制度上、特例納付できない期間である。

また、申立人は、昭和 55 年 2 月に、申立期間以前の 36 年 4 月から 39 年 9 月までの期間の国民年金保険料を特例納付により納付しているところ、55 年 2 月の時点では、申立期間のうち 45 年 1 月以前の保険料は時効のため追納することはできない。

さらに、申立人は特例納付に関与しておらず、特例納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付方法、納付場所、納付金額等についての記憶が明確ではなく、特例納付の実態が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月から17年3月まで

大学在学中、20歳になった平成*年に国民年金に加入したが、親から学生の間は年金の納付は不要と聞き納付義務があると認識していなかった。12年にA(地名)の大学に入り直したが、学生の間は年金の納付は必要がないと思っていた。17年に会社に就職するに際し入社前に年金手帳の提出を求められたが、持っていなかったため、17年3月にB社会保険事務所(当時)で再発行してもらい、その際、過去の国民年金保険料は2年前までさかのぼって納付できると聞き、2年分の保険料20万円位の金額を納付した。15年2月から17年3月までの保険料は納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社会保険事務所では、被保険者が窓口で国民年金保険料を現金納付した場合、現金領収証書(3枚複写式の冊子)を記入し、その1枚を領収証書として被保険者に交付した上、現金出納簿には受領件数及び受領金額を記入して管理していたとしているところ、申立人が保険料を納付したとする平成17年3月及び同年4月の現金領収証書及び領収済通知書の控を調査したが、現金出納簿及び現金領収証書の合計額は一致しており、連番で発行されている領収済通知書も欠番は無く、申立人が申立期間に係る保険料を納付した現金領収証書及び領収済通知書の控えは存在しない。

また、申立人は、申立期間に係る保険料納付に必要な資金を申立人の父から借りて納付したとしているが、その父は、申立人が平成17年3月に年金手帳の再発行を依頼したことや過去の年金をさかのぼって支払ったことを聞いておらず、保険料納付に必要な資金を貸したという記憶は無いと

述べている。

さらに、平成 17 年所得分の給与支払報告書から、社会保険料合計額の中に国民年金保険料が含まれている可能性はうかがえず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から53年3月まで
母が、私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしていてくれた。昭和44年12月から53年3月まで未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は昭和53年6月ごろに国民年金に加入したことが推認でき、申立人が所持する年金手帳の記録から44年12月にさかのぼって被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の母が加入手続を行った昭和53年6月時点で、申立期間のうち、51年3月以前の期間は時効のため国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から57年6月まで

私は、昭和43年4月にA区で事業所を設立して独立したので、将来のことを考えて元妻と一緒に国民年金に加入し、57年7月に会社が倒産するまでは国民年金保険料を納付していたのに申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に申立人の元妻と一緒に国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の加入時期から、53年5月に払い出されていることが推認でき、その前後に申立人の氏名は無い。

また、申立人が所持する年金手帳には国民年金の加入記録は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付書で納付したと述べているが、A区では、納付書方式の実施は昭和46年4月からであり、それ以前は印紙検認方式であることを踏まえると申立内容に矛盾がある。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年に元夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金手帳の昭和36年度のページに検認印は無いけれども、確かに昭和37年7月19日より前に集金人に申立期間の国民年金保険料を支払ったはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和36年4月1日発行の国民年金手帳の昭和36年度検認記録欄に検認印は無く、特殊台帳も申立期間は未納と記録され、検認記録のページに「37.7」の割印が確認できることから、この割印は、同年度が未納期間であることをA区が社会保険事務所（当時）に報告するために行ったものと推認でき、特殊台帳の記録と一致している。

また、申立人が一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとするその元夫も、国民年金手帳記号番号は連番で昭和36年1月6日に払い出されているが、申立期間と同時期の36年4月から37年3月までの期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人には申立期間以外に未納、未加入期間が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月及び同年 8 月

私は、会社を退職した平成 15 年 7 月後半に市役所へ行き、住所変更等の届出と一緒に、国民年金の加入手続をした。そのときには、免除の申請を受け付けてもらえなかったが、改めて同年 10 月に市役所で免除申請を行ったら、同年 9 月からの免除が認められた。妻は同年 7 月から免除を認められているので、申立期間が免除期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した平成 15 年 7 月後半に、住所変更届出等と一緒に、国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人は、資格喪失後、健康保険法による任意継続被保険者となっており、申立人が、同年 7 月中に厚生年金保険から国民年金へ切替手続のため市役所に行った形跡は確認できず、免除申請を行った状況が不明である。

また、申立人に対し、社会保険事務所（当時）から、厚生年金保険の資格を喪失した平成 15 年 7 月 21 日以降、国民年金へ切替手続がなされていないため、同年 9 月 25 日付けで、第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨が行われたことが確認できることから、その時点まで申立人は国民年金へ切替手続を行っておらず、同年 10 月に切替手続と同時に免除申請を行ったものと推認され、申立人が同年 10 月に市役所に行ったという申立と符合する。

さらに、オンライン記録では、免除申請年月日が平成 15 年 10 月 8 日となっており、その時点で、免除されるのは申請した日の属する前月である同年 9 月からであり、申立期間は申請免除の対象期間とはならない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 8 月まで
申立期間当時は無職のため国民年金保険料は納付していなかったが、平成 2 年 7 月に結婚したのを契機に、年金のこともきちんとしてやろうと思って国民年金の加入手続をすることにした。妻が A 市役所に出向き、今までの未納分も納付したいと窓口で申し出て、納付書の束を受け取ってきたことを記憶している。
その後、私と妻の二人分の保険料を合わせて、妻が毎月少しずつ納付してきた。途中で納付するのをやめたことは絶対に無く、申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 7 月に結婚したときに、妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張するが、A 市の被保険者名簿では、受付年月日は「3 年 10 月 23 日」と記載されていることから、この時期に申立人の国民年金の加入手続がされたことが推認でき、3 年 10 月時点で、申立期間は時効のため保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻は、今までの未納分も納付したいと窓口で申し出て、納付書の束を受け取ったと述べており、オンライン記録上、加入時において過年度納付可能な平成元年 9 月から 2 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人の過年度納付の記憶と符合する。

さらに、申立期間について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年2月まで
申立期間の当時、私は専門学校に在籍しており、卒業して就職するまで、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、平成7年に他界した母が行っていたので、未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、申立人の年金手帳記号番号は、専門学校を卒業し、就職した事業所における厚生年金保険加入時に付番された手帳記号番号であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、保険料の納付ができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母は既に他界し、申立人は直接関与していないことから、納付実態は不明である。

さらに、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から22年9月1日まで
私は、A社に昭和20年11月1日に入社し、22年8月31日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の次に勤務した事業所から提出された職員人事記録カードにより、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録により、A社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、類似の名称の適用事業所を調査しても申立人が勤務したと思われる事業所は存在せず、当該事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、当該事業所の社長及び専務の姓名を挙げているが、兩人とも連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態について証言を得ることはできず、オンライン記録により、同姓名の者の年金記録を確認しても、申立人が勤務していたと思われる事業所は確認できない。

さらに、住所地を管轄する法務局において、当該事業所の商業登記は確認できない上、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 10 月から 48 年 7 月まで標準報酬月額に変動が無い。長期にわたり給与昇給が無かったということはあり得ない。記録以上の標準報酬月額になるはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事異動記録により、申立人は、昭和 40 年 7 月 7 日にB事務所に配属され、42 年 5 月 20 日から 51 年 9 月までC支店に継続勤務していたことが確認できる。

また、D健康保険組合の健康保険被保険者名簿により、C支店に勤務していた期間のうち保存資料がある期間の標準報酬月額は、昭和 42 年 10 月から 44 年 10 月までが 3 万円、同年 11 月から 48 年 7 月までが 3 万 9,000 円となっているのに対して、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間の標準報酬月額は申立内容のとおり、5 回にわたる標準報酬月額の定時決定においても 2 万 2,000 円となっている。

しかし、当該事業所における申立期間当時の状況を承知している元同僚は、先輩からの話として、「申立期間当時、当該事業所は本社で厚生年金保険の適用事業所となっており、C支店の従業員も会社側の配慮で当該事業所において、会社が厚生年金保険料を全額負担して厚生年金保険に加入させていた。当時の資料は無く、このような取扱いについて労使間での取り決めも行っていなかった。E（地名）勤務者に対する給与は、一定額を日本円、残りを他国通貨で支給していた。」と供述している。

さらに、申立人はF厚生年金基金の設立と同時の昭和42年12月から加入しているが、加入から48年7月までの標準報酬月額が2万2,000円であり、厚生年金保険の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人が主張するとおりの厚生年金保険料の控除が申立期間において行われていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立人が主張するとおりの厚生年金保険料が申立期間において事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 40 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月から父が経営する A 社に就職し、2 年余勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録の開始の時期が異なっているので修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと主張しているが、複数の元同僚は、「申立人が昭和 40 年 4 月 1 日から当該事業所に勤務していたかどうか分からない。」と証言しており、申立期間について、申立人の勤務実態及び当時の状況について具体的な証言を得ることができない。

また、当時の事業主及び社会保険の事務担当者は既に他界しており、当該事業所は既に適用事業所でなくなっていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、雇用保険の記録により、申立人が当該事業所において昭和 41 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、42 年 4 月 30 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する上、B 健康保険組合の被保険者記録により、申立人の当該事業所における資格取得日は 41 年 4 月 1 日、資格喪失日は 42 年 5 月 1 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和 41 年 4 月 1 日に当該事業所における被保険者資格を取得した申立人の被保険者台帳記号番号が同年 6 月 2 日に払い出されていることが確認でき、資格取得時期と払出時期に不自然さは認められない。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に

申立人の氏名は無く、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、昭和 41 年 6 月 2 日に申立人と連番で元同僚 4 名の健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されているが、これら 4 名は、申立人より 1 か月遅い同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、入社後速やかに被保険者資格取得届の手続を行っていないことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年8月15日まで

私は、昭和19年10月ごろより、学徒動員によりA市にあった「B工場」において、戦闘機の組立作業に従事した。この時の厚生年金保険被保険者記録がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学徒動員により昭和19年10月ごろA市に所在したB工場（C社D支社）で働いていたと主張するところ、申立人が在籍していたE県F高校（現在は、G高等学校）の21年3月の卒業生名簿に申立人の氏名がある上、同校の学校史により、19年にH町（現在は、A市）のI社等に学徒動員された旨の記載があることが確認できる。

しかし、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

また、申立人の記憶している元同僚は既に死亡しており、他の同僚の所在も確認できないことから申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

さらに、C社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無い上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
私が所持している A 厚生年金基金加入員証では、資格喪失年月日が昭和 60 年 7 月 1 日となっているのに、ねんきん特別便及び被保険者記録照会回答票では同年 6 月 30 日までとなっている。実際は同年 6 月 30 日まで勤務していたので喪失日は同年 7 月 1 日が正しいはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社（現在は、C 社）の従業員台帳の人事発令記録により、申立人は、昭和 60 年 6 月 29 日に依願退職したことが確認できるところ、雇用保険の加入記録において同日に離職していることと一致している。

また、D 企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人は昭和 60 年 6 月 30 日付けで加入員資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、E 社から提出された電算データにより、申立人は、昭和 60 年 6 月 30 日付けで健康保険の継続療養被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所は、「申立人に係る社会保険庁（当時）の記録と当社の保管する資料の退職日が一致しており、当社はオンライン記録どおりの届出を行っている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
私は、昭和 23 年 12 月に A 事業所へ入社し、翌月からは B 社で勤務することを命じられ、仕事に就いた。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、申立期間における厚生年金保険の記録が欠落しているとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 23 年 12 月に A 事業所に入社し、1 か月後に B 社に行くことを命じられ、そこで C (職種) の仕事をし、厚生年金保険料は給与から天引きされていた。」と主張しているが、当該事業所は、22 年 4 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間はその後の期間である。

また、B 社は、適用事業所でなくなった後、時期は不明であるが D 社や E 事業所に統合され、昭和 54 年 4 月に F 社 (B 社の事業を継承している。) と合併しているが、F 社では、「申立期間当時の関連資料は保存していない。」と回答している上、申立人が最初に入社した A 事業所は、「当時の資料が無く、申立期間のことは不明である。」と回答している。

さらに、当時の元同僚は所在が不明又は他界していることから、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間後に被保険者資格を有する G 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得している元同僚 3 名及び申立人と同日に A 事業所における被保険者資格を喪失している元同僚 1 名の計 4 名のうち、3 名は既に亡くなっており、1 名は連絡先が確認できず、当時の状況及び申立人の申立期間における勤務実態について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月13日から同年9月13日まで

私は、昭和34年7月13日にA社B工場に臨時社員として入社し、登用試験を受けて35年9月15日に正社員に登用され、以後、平成3年1月21日まで、同社系列の事業所に勤務したが、臨時社員として勤務していた昭和34年7月31日から同年9月13日までの期間について厚生年金保険が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金基金発行の「退職年金裁定通知書」の計算基礎欄の加算適用開始(第2)日及びA社発行の「在籍証明書」の在籍期間の始期日に、それぞれ、「昭和34年7月13日」と記載されている上、申立人のA社B工場における雇用保険の加入記録は、グループ会社であるC社D事業所における記録として、昭和34年7月13日に資格取得、平成3年1月20日に離職と記録されており、申立人の申立期間に係る当該事業所における勤務実態が確認できる。

しかし、A社B工場の厚生年金関係事務を継承しているグループ会社であるE事業所は、「申立人の申立期間に係る資格取得の届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては、関連資料が無いので不明である。なお、臨時社員の場合、厚生年金保険法に基づき、2か月を超えて雇用を継続する場合に加入させていた。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元社員は、「当時、A社は、臨時社員であっても、採用後、2か月から3か月の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、別の元

社員4名も、「採用後、2か月間程は試用期間であり、その間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、上記退職年金裁定通知書の計算基礎欄に記載されている加算適用開始日（昭和34年7月13日）について、F企業年金基金は、「当該開始日が厚生年金保険資格取得日と一体であることを示す資料は無い。」と回答しており、また、E事業所は、「当該開始日については、臨時員から後に正社員になった場合、当初、臨時員として採用された日を記載している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から34年6月まで
昭和27年3月にA社に入社、38年7月まで勤務した。厚生年金保険にも加入していたはずである。27年3月から34年6月まで記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所の事業主及び元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚4名のうち、2名はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、残る2名についても申立人は、「1名は自身より入社が早く、もう1名は自身より数か月後に入社した。」と供述しているところ、被保険者資格取得日はともに昭和34年10月1日となっていることが確認できる。

また、上記名簿で確認できるほかの元同僚に対して文書照会を行ったところ、回答のあった3名のうち1名は、自身の記憶している入社日は昭和30年12月であるが、被保険者資格取得日は34年7月1日であり、残り2名は、自身の記憶している入社日は31年3月と33年8月であるが、いずれも被保険者資格取得日は34年10月1日である。

これらのことから判断すると、当該事業所は一定期間内に採用した者を昭和34年7月又は同年10月に被保険者資格取得をまとめて行ったことが考えられる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格は昭和34年7月1日取得、38年7月4日喪失と記録されている。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。